

土木工事特記仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）

- 第 1 条** 市道富岡中央線道路側溝整備工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

- 第 2 条** 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第 3 条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」に対する補足事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第 4 条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は阿南市内の気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上 対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

阿南市 HP <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2026022400039/>

（本工事の特記仕様事項）

第5条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者で行うものとする。

2. 工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月 10 日までに監督員に報告するものとする。

3. 交通誘導警備員

本工事においては交通誘導警備員を 12 人計上しているが、施工前に安全対策の協議を監督員と行い、必要に応じて変更するものとする。

4. 通行規制等

本工事の通行規制に関しては、工事施工前に監督員と受注者において協議を行い、規制形態の最終判断については原則所轄警察署の「道路使用許可」によるものとする。

工事施工については通行規制の手続き完了後から施工を行うものとする。

現場の通行規制形態が全面通行止又は車両通行止として道路使用許可を得た場合、規制開始の 1 週間以上前より、通行者及び通行車両に対する事前周知として、施工箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行うこと。また、規制開始時及び規制解除時には関係機関に連絡すること。

5. 建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処理を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

6. 建設発生土の搬出について

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定しており、10t ダンプトラック以下の車両により行うものとする。

運搬箇所：阿南市橘町袴傍示 81-2 建設発生土仮置場

受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処分が可能であるか確認すること。

また、他事業との調整により工事間流用が可能となる場合、搬出先を変更する場合がある。その他、適切な処理が可能で他の受入場所がある場合は、監督員と協議のうえ、変更することができる。

なお、建設発生土については、積算基準に基づき単位体積重量 1.8t/m³ とし、「処分費等」として取り扱うため、間接工事費等の算出に留意すること。

7. 再生利用のための建設副産物の搬出

本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

(1) コンクリート塊

受入場所：阿南市宝田町井関 302-1 (株)大一建設 井関工場

(2) アスファルト塊

受入場所：阿南市宝田町井関 302-1 (株)大一建設 井関工場

搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

8. 安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、足場工等の安全対策を実施するものとする。

9. 支障構造物

本工事の施工に際して、近接する構造物や埋設物（横断水路等）に影響しないよう慎重に行うこと。

また、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合には、速やかに監督員へ連絡すること。

10. 天災対策

地震発生等の天災に備えて、特に人命の安全確保を最優先したうえで、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

11. その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。